

第4回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会	資料2
令和7年9月17日	

介護福祉士養成施設卒業者に対する 国家試験義務付けの経過措置について

厚生労働省社会・援護局

介護福祉士の概要



介護福祉士の資格の概要

1 介護福祉士の定義

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第2項

2 資格取得方法

4つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得を経た後に、国家試験に合格する「養成施設ルート」
- ② 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」
- ④ EPA（経済連携協定）（インドネシア・フィリピン・ベトナム）による介護福祉士候補者が3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格する「EPAルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 ・年1回の筆記試験（例年1月下旬に実施）
- 試験科目 ・領域：人間と社会（人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）
（筆記試験） ・領域：介護（介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）
・領域：こころとからだのしくみ（発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）
・領域：医療的ケア（医療的ケア）
・総合問題
- 第37回試験結果（令和6年度実施） 受験者数 75,387人、合格者数 58,992人（合格率78.3%）

4 資格者の登録状況

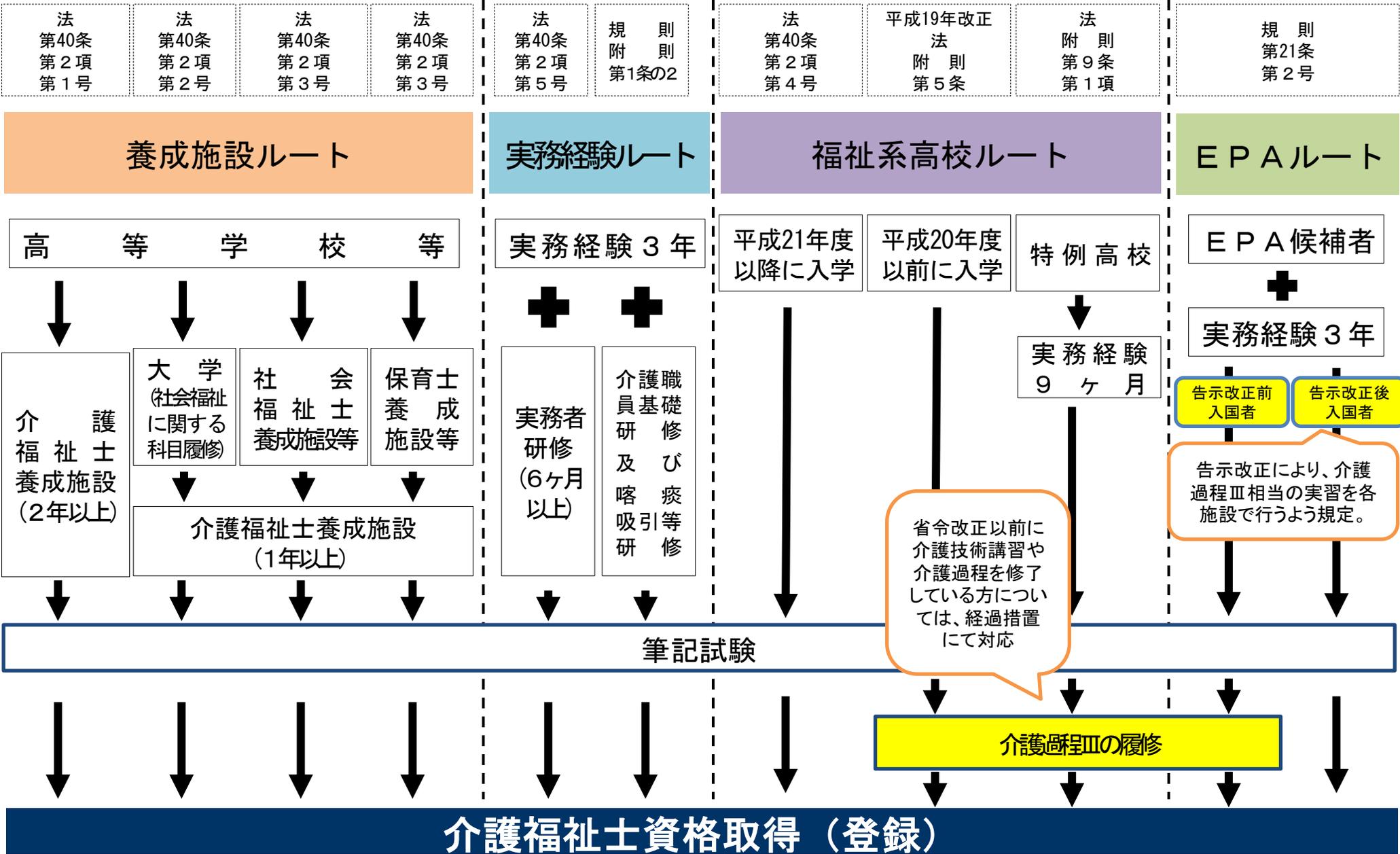
2,004,027人（令和7年3月末現在）

5 介護福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（令和7年4月1日時点）
介護福祉士養成施設 325校333課程
福祉系高等学校 109校110課程

介護福祉士の資格取得ルート

「法」…社会福祉士及び介護福祉士法
 「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則



(※)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。
 ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられており、卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。

経過措置の概要

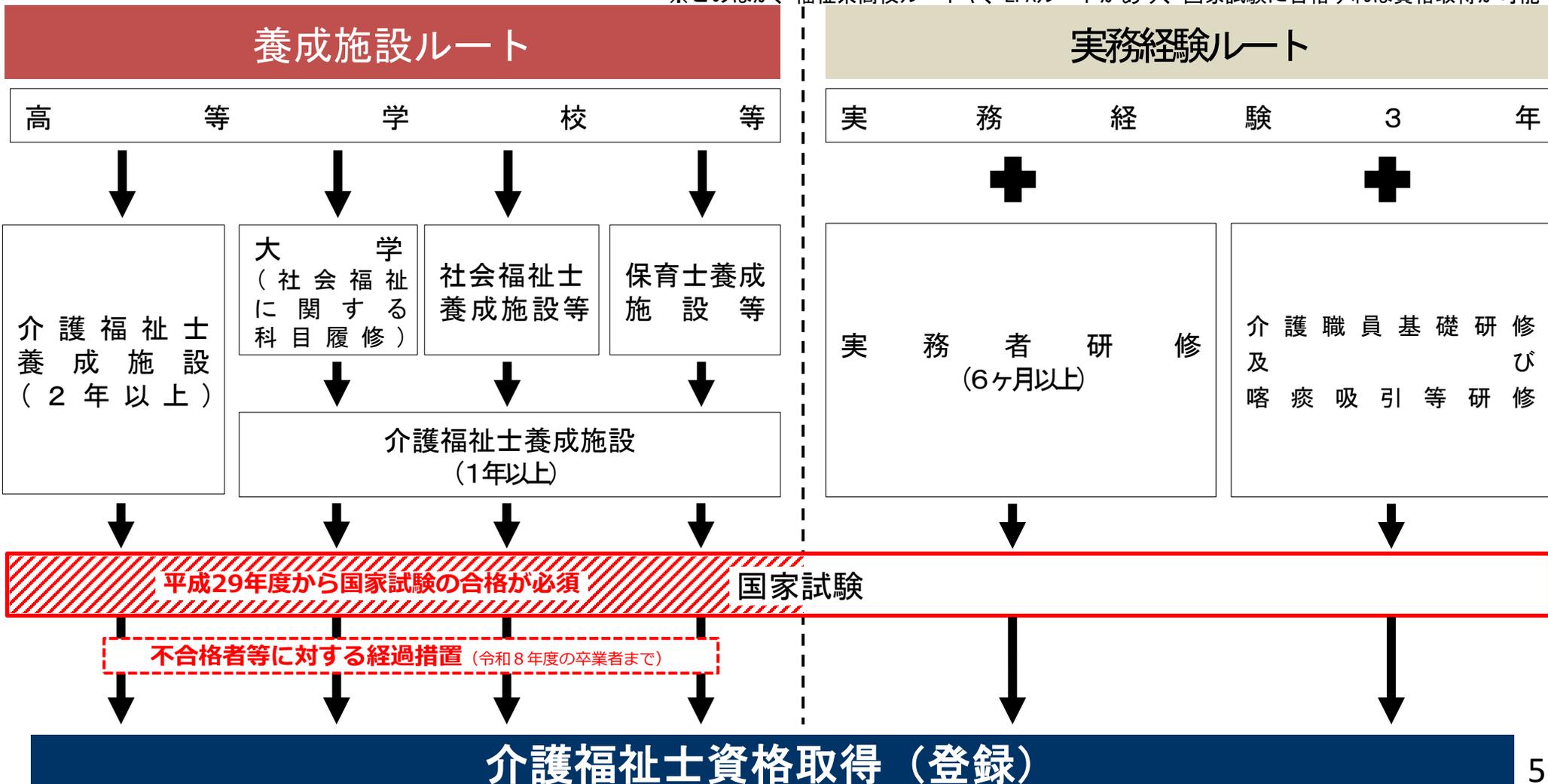


介護福祉士養成施設の卒業者の国家試験義務付けに関する経過措置について

○ 平成29年度より、養成施設の卒業者が介護福祉士の資格を取得するためには、法律上、国家試験合格が必要となっているが、令和8年度までの卒業者には、以下の経過措置が設けられている。

- ①卒業後5年間： 国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。
- ②卒業後6年目以降： 卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き資格を取得可能。

※このほか、福祉系高校ルートや、EPAルートがあり、国家試験に合格すれば資格取得が可能



介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯

平成19年改正(平成24年度施行)

- ・ 介護福祉士養成施設の卒業者は、国家試験を受験せずに介護福祉士の資格を取得可能。一方で、3年の実務経験により資格取得を目指す方や福祉系高校の卒業者は、国家試験合格により介護福祉士の資格を取得。
- ・ 介護福祉士の資質の担保、向上を図るため、介護福祉士養成施設の卒業者も国家試験合格を介護福祉士資格取得の要件とするよう、社会福祉士及び介護福祉士法を改正。



施行日の延長(2回)

平成23年改正(施行日を平成27年度に延長)

- ・ 新たな教育内容(喀痰吸引等)を踏まえ、国家試験の義務付けを3年間延期。



平成26年改正(施行日を平成28年度に延長)

- ・ 介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、国家試験の義務付け等を1年間延期。



平成19年改正の施行と経過措置の創設

平成28年改正(平成29年度施行)



経過措置(令和3年度まで)創設

- ・ 平成19年法改正は平成29年度に施行。一方で、介護福祉士養成施設卒業者への経過措置を創設
 - ① 卒業後5年間は、国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。
 - ② 6年目以降、卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き介護福祉士の資格を取得可能。



経過措置の5年延長

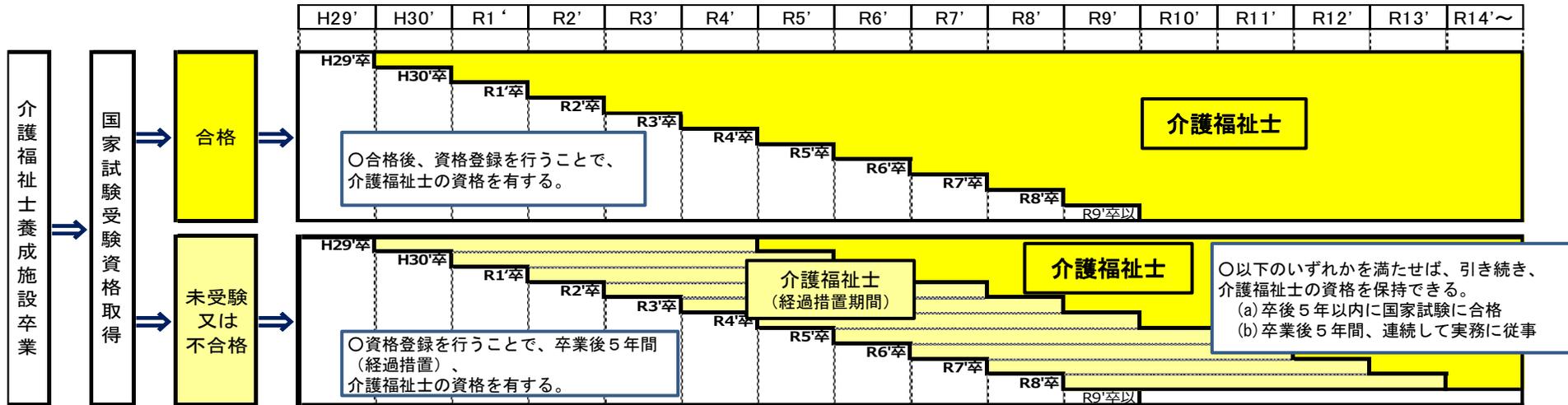
令和2年改正(経過措置を令和8年度まで延長)

- ・ 平成28年当時と比較して、介護の人材不足がより深刻化し、養成施設数、入学者数共に減少し、外国人留学生が急増したものの、留学生の合格率が低調となっていることを受け、介護サービスの提供に支障が生じないよう経過措置を延長。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要 <介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長部分>

- 介護福祉士養成施設の卒業者は、従前、国家試験を受験せずに介護福祉士資格を取得してきたが、平成19年の法改正により国家試験合格を要件とした。
- 2度の施行日延長後、平成28年の法改正(平成19年改正法の改正)により、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図ることとした。
- 経過措置は5年間(令和3年度卒業者まで)とされていたが、介護分野における目下の深刻な人材不足状況などを考慮し、令和2年度の法改正により、さらに5年間(令和8年度卒業者まで)延長された。

【社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第6条の2関係】



社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号) 附則

第六条の二 この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間※に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者(前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。)は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至った日(以下「要件該当日」という。)以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であって、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

※平成28年改正時は「平成34年3月31日までの間」とされていたところ、令和2年に「令和9年3月31日までの間」に延長する改正を行っている。

介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけの経過措置の在り方に関する議論の整理 (第24回社会保障審議会福祉部会 令和元年12月16日)

当部会においては、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）によって施行された、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけの経過措置の在り方について、議論を行った。

以下、その議論について整理する。

- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけについては、当部会の下に設けられた福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」（平成27年2月25日）を踏まえ、平成27年の通常国会に提出された社会福祉法等の一部を改正する法律案において、法制上の措置が講じられた。
- 具体的には、介護福祉士の資質及び社会的評価の向上の観点から、平成29年度より5年間をかけて漸進的に導入することとし、それまでの間、次のような円滑な制度施行に向けた経過措置（以下「経過措置」という。）を講じることとされた。
 - ① 平成29年度から養成施設卒業者に対し、国家試験の受験資格を付与する。
 - ② 平成29年度から平成33年度までの養成施設卒業者については、
 - (ア) 卒業から5年間、暫定的に介護福祉士資格を付与する。
 - (イ) その間に以下のいずれかを満たせば、その後も引き続き介護福祉士資格を保持することができることとする。
 - A 卒業後5年以内に国家試験に合格すること
 - B 原則卒業後5年間連続して実務に従事することなお、卒業後5年以内にAとBのいずれも満たせなかった場合も、介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得することができる。
 - ③ 平成34年度以降の養成施設卒業者については、国家試験に合格することを介護福祉士資格取得の要件とする。
- 同法案は平成28年の通常国会で成立し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけが経過措置つきで施行されることとなったが、介護福祉士養成施設の状況を見ると、その後も養成施設数、定員数及び日本人の入学生の減少傾向が続いている。
- また、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）によって設けられた在留資格「介護」により、介護福祉士の資格を有し、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行う外国人の在留資格が認められたことから、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生が増加しているが、その合格率は日本人学生に比して、相当に低い水準にある。
- こうした状況を踏まえ、経過措置の在り方について議論を行った結果、国家試験義務化によって資格の価値は高めて欲しいが、喫緊の課題である介護人材の確保に対応する観点から、経過措置を延長すべきとの意見があった。また、経過措置が終了すると、外国人留学生の入学などに影響が生じ、人材不足が累積するおそれがあり、経過措置を延長すべきとの意見があった。
- 一方で、質の高い人材養成による介護サービスの質や、介護福祉士の地位向上を担保していくため、国家試験義務化は予定通り行われるべきとの意見や、外国人留学生の合格率が低いことを理由に経過措置を延長することは適切ではなく、介護福祉士を目指す者の減少にもつながりかねないとの意見があった。また、資格に与える価値の在り方や果たすべき役割に関する制度上の担保など、本質的な議論を進めていくべきとの意見があった。

当部会の議論の状況は、以上の通りである。厚生労働省においては、当部会における種々の意見を十分に踏まえ、経過措置の在り方について必要な対応を講じられたい。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第189回国会

(平成27年7月29日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

九、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。

十、介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第190回国会

(平成28年3月27日参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～九 (略)

十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。

十二～十五 (略)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第201回国会
(令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～五 (略)

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。

九 (略)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第201回国会
(令和2年6月4日参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

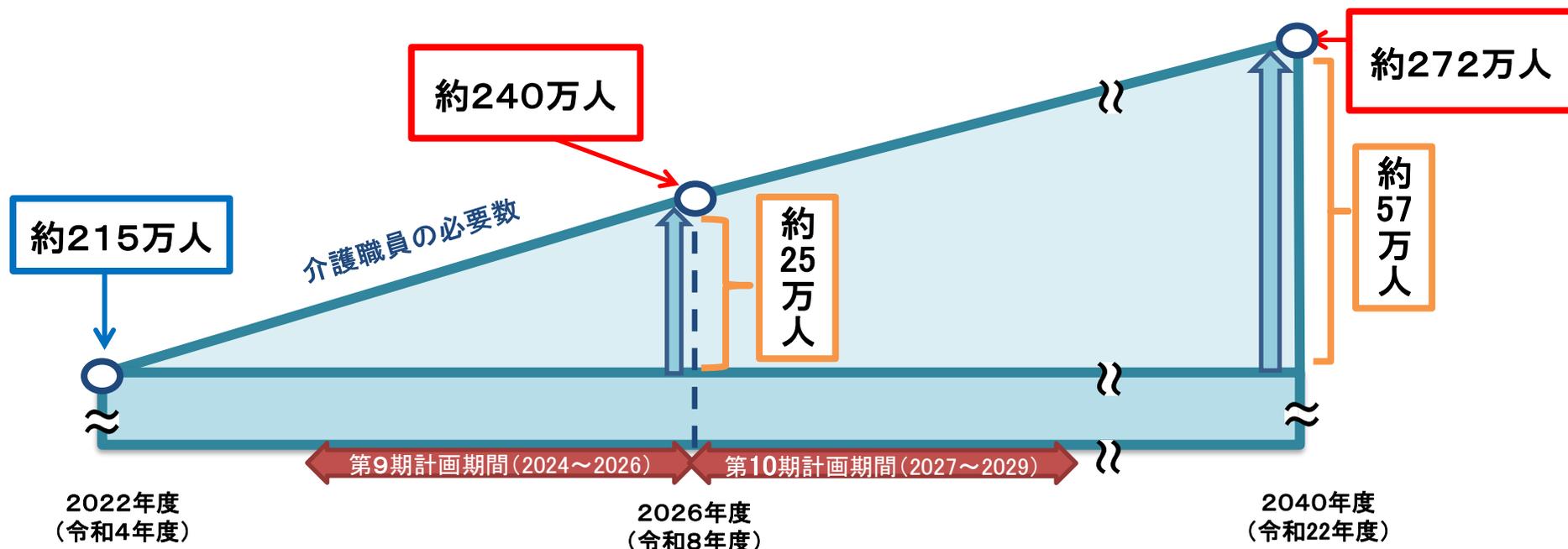
一～四 (略)

五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

六 (略)

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））となった。
※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



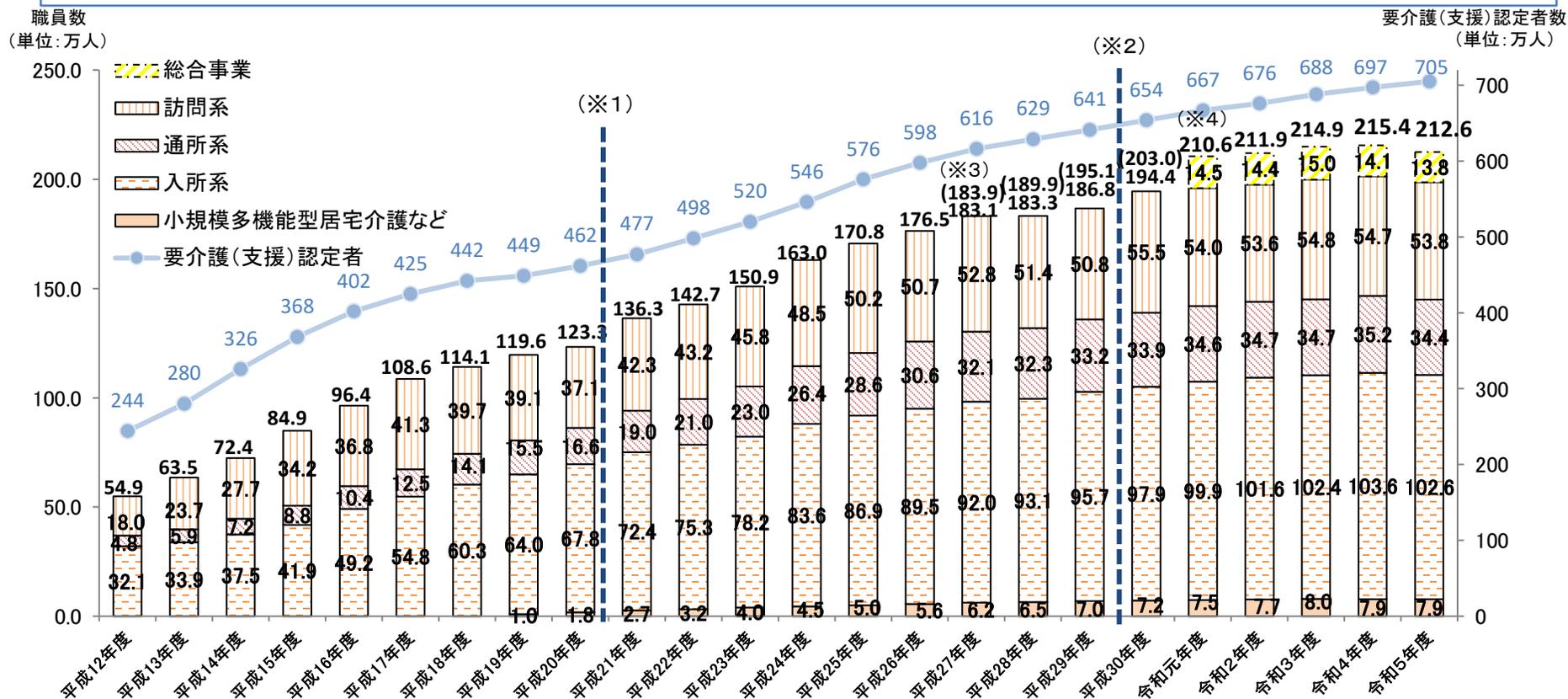
注1) 2022年度(令和4年度)の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数(約240万人・272万人)については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

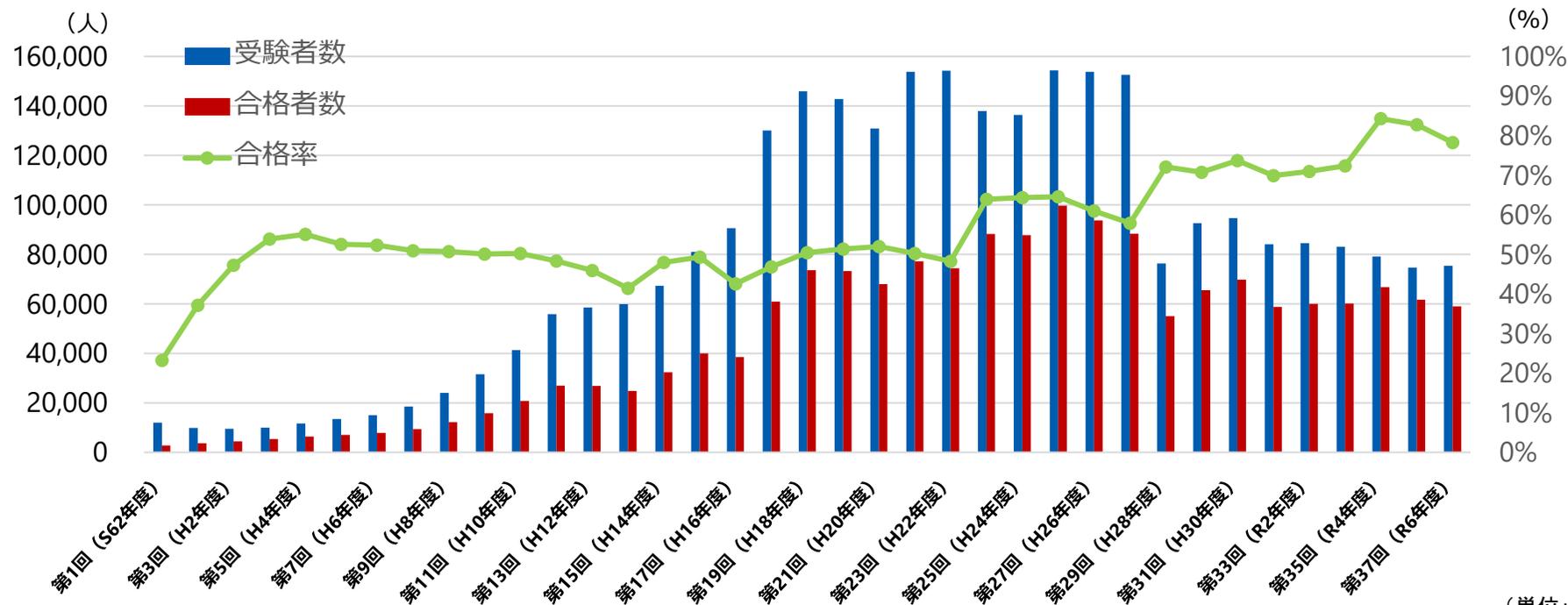
注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

養成施設の養成実態について



介護福祉士国家試験受験者数の推移（全体）



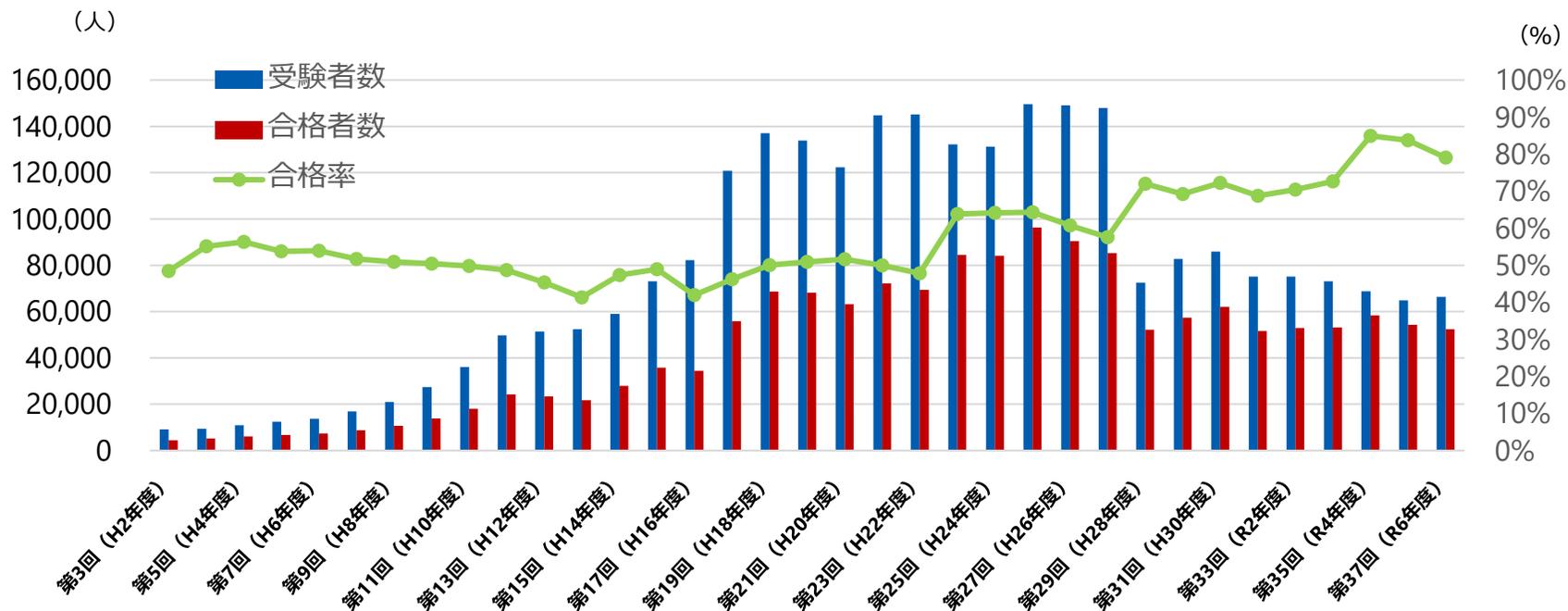
（単位：人、％）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回
受験者数	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946
合格者数	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606
合格率	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4

	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回
受験者数	142,765	130,830	153,811	154,223	137,961	136,375	154,390	153,808	152,573	76,323	92,654	94,610	84,032	84,483	83,082	79,151	74,595	75,387
合格者数	73,302	67,993	77,251	74,432	88,190	87,797	99,689	93,760	88,300	55,031	65,574	69,736	58,745	59,975	60,099	66,711	61,747	58,992
合格率	51.3	52.0	50.2	48.3	63.9	64.4	64.6	61.0	57.9	72.1	70.8	73.7	69.9	71.0	72.3	84.3	82.8	78.3

		第36回	第37回
特定技能 1号	受験者数	1,950	4,932
	合格者数	751	1,643
	合格率	38.5	33.3
技能実習	受験者数	596	155
	合格者数	280	50
	合格率	47.0	32.3

介護福祉士国家試験受験者数等の推移（実務経験ルート）



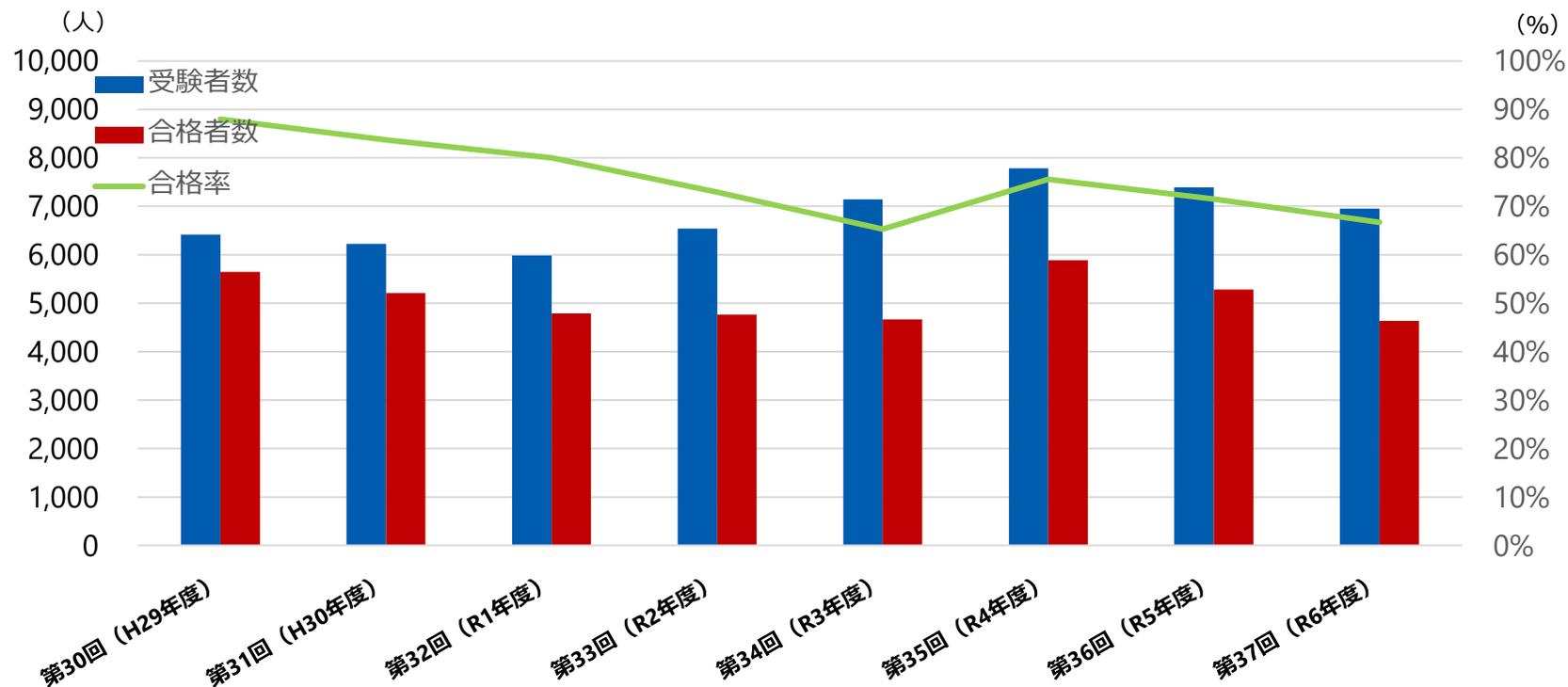
(単位: 人、%)

	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
受験者数	9,135	9,399	10,930	12,442	13,715	16,847	20,956	27,466	36,080	49,696	51,381	52,460	59,053	73,035	82,183	120,774	137,081	133,888
合格者数	4,427	5,183	6,152	6,694	7,396	8,713	10,670	13,865	17,979	24,210	23,303	21,695	27,973	35,735	34,458	55,810	68,623	68,195
合格率	48.5	55.1	56.3	53.8	53.9	51.7	50.9	50.5	49.8	48.7	45.4	41.4	47.4	48.9	41.9	46.2	50.1	50.9

	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回
受験者数	122,343	144,743	145,194	132,280	131,239	149,618	149,068	147,990	72,424	82,748	85,916	75,128	75,105	73,122	68,769	64,844	66,310
合格者数	63,215	72,270	69,414	84,470	84,171	96,289	90,526	85,224	52,149	57,315	62,076	51,683	52,897	53,142	58,416	54,307	52,437
合格率	51.7	49.9	47.8	63.9	64.1	64.4	60.7	57.6	72.0	69.3	72.3	68.8	70.4	72.7	84.9	83.8	79.1

※ 第1回及び第2回の受験資格別集計データは、第3回以降と構成が異なるため、掲載していない。

介護福祉士国家試験受験者数等の推移（養成施設ルート）



(単位: 人、%)

	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回
受験者数	6,420	6,225	5,987	6,542	7,144	7,784	7,392	6,955
合格者数	5,649	5,210	4,789	4,766	4,667	5,888	5,283	4,638
合格率	88.0	83.7	80.0	72.9	65.3	75.6	71.5	66.7

介護福祉士国家試験 合格率の状況（養成施設ルート）

- 養成施設ルートの試験合格率は、日本人は9割を超えるが、留学生は4割弱。
- 留学生の合格率は、新卒者は5割程度である一方、既卒者は直近の試験では1割程度。

試験実施年度	全体	日本人	
		日本人	留学生
令和2年度 (第33回)	72.9%	88.7%	34.1%
令和3年度 (第34回)	65.3%	88.5%	25.1%
令和4年度 (第35回)	75.6%	94.8%	46.3%
令和5年度 (第36回)	71.5%	93.5%	37.6%
令和6年度 (第37回)	66.7%	91.9%	35.1%

	留学生	新卒者	既卒者
令和2年度		36.7%	16.5%
令和3年度		30.0%	7.3%
令和4年度		50.3%	37.0%
令和5年度		52.3%	12.1%
令和6年度		47.9%	11.8%

※留学生は在留資格「留学」の者を計上、国籍は把握していない。

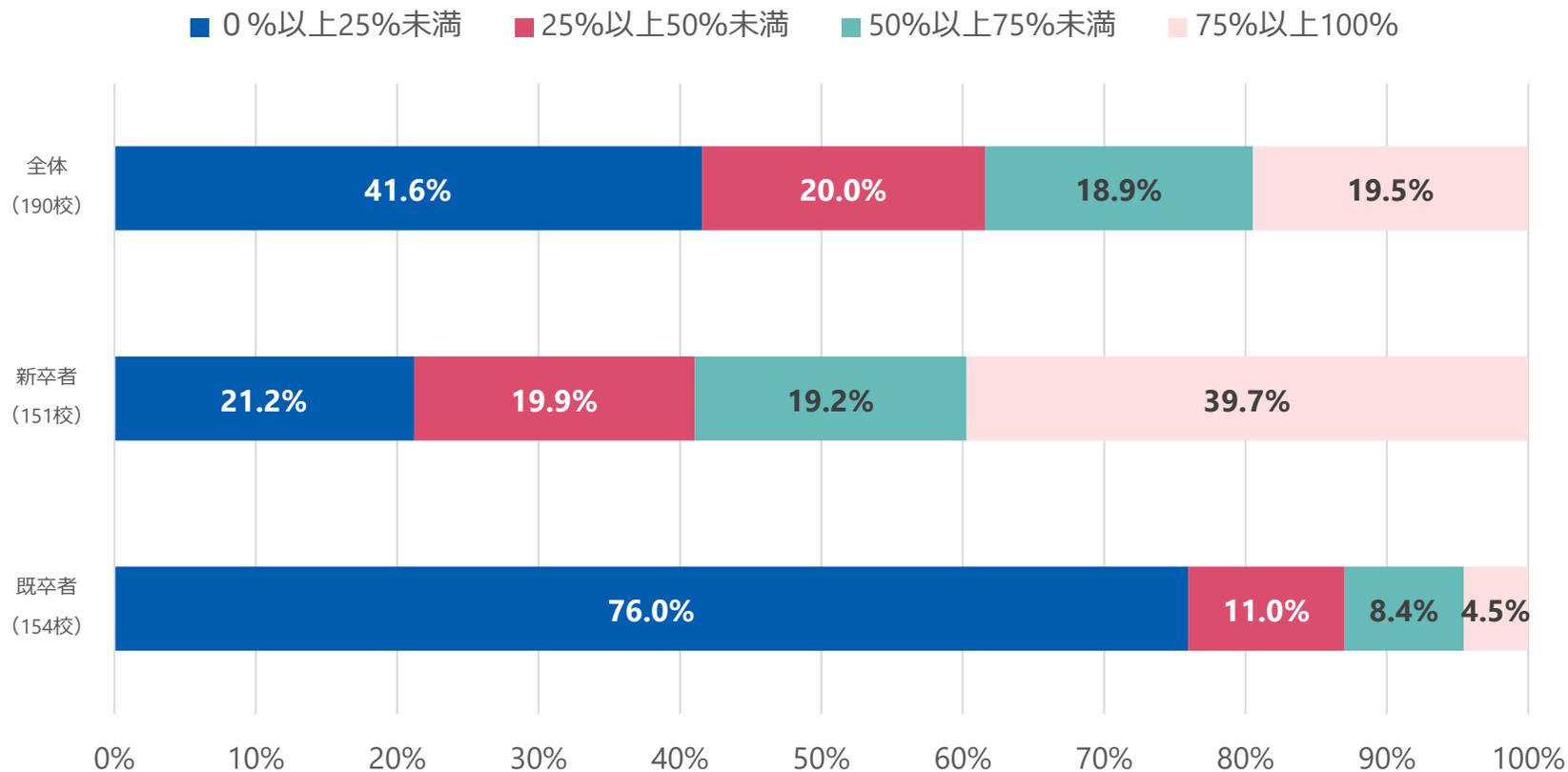
※留学生の合格率は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の附帯決議に基づき、令和2年度実施試験から養成施設別の合格率等を公表している。

養成施設の合格率分布（留学生）

○第37回（令和6年度実施）介護福祉士国家試験の養成施設ごとの留学生合格率の割合を比べたもの。

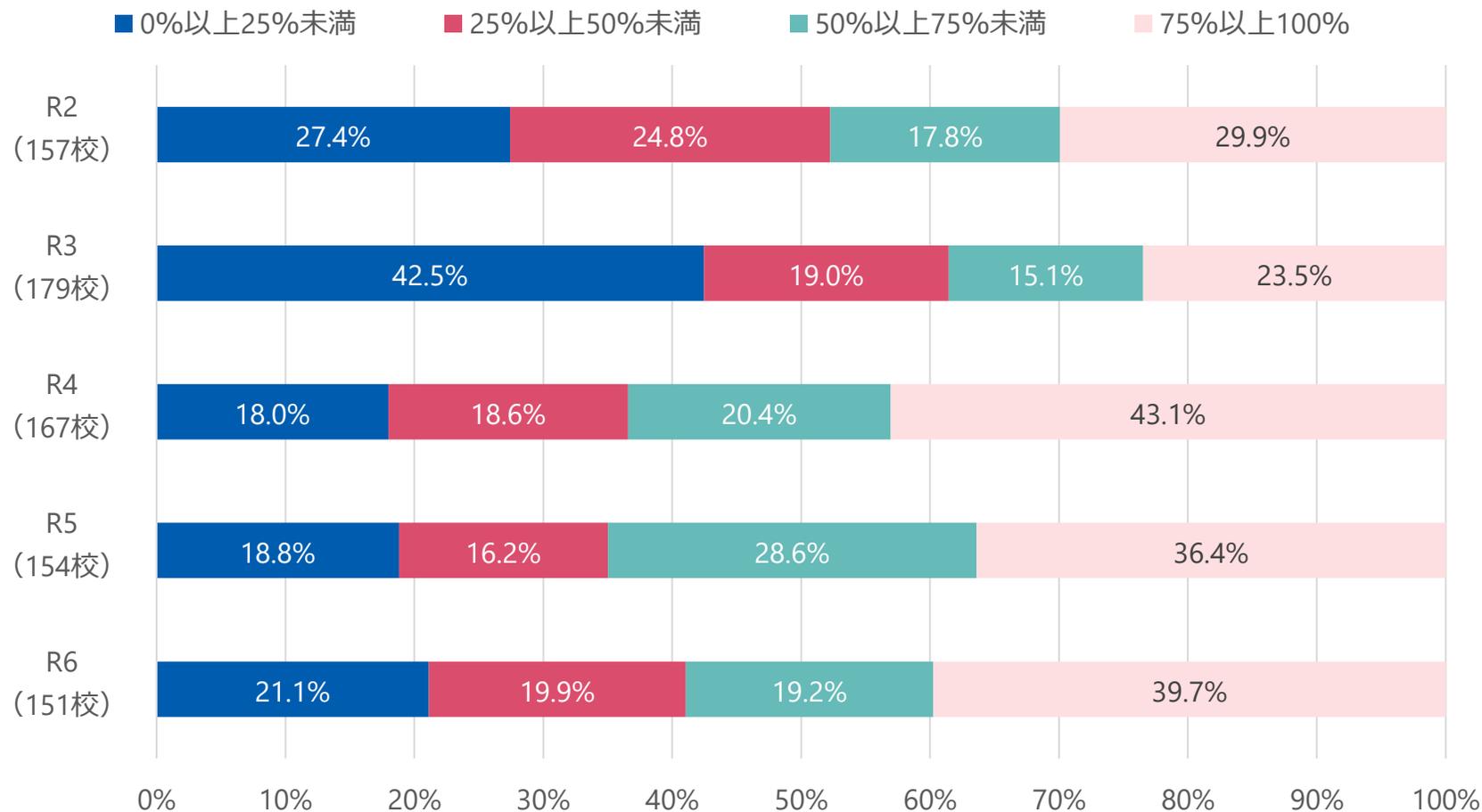
○新卒者の合格率でみた場合、およそ4割の養成施設が合格率75%以上であるが、

既卒者の合格率でみた場合、合格率25%未満の養成施設が全体のおよそ8割を占めている。



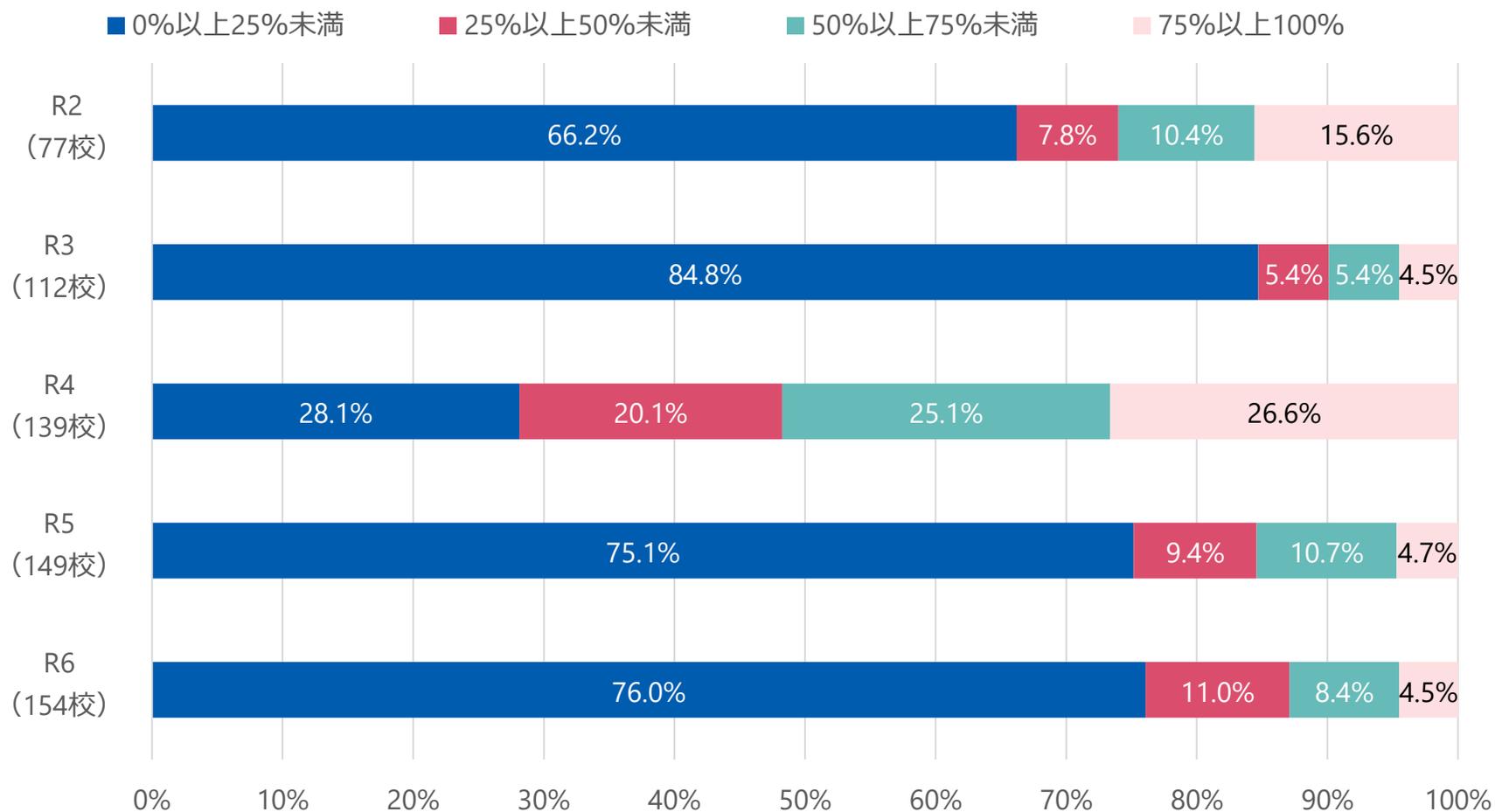
令和2年度から令和6年度における介護福祉士国家試験の留学生の合格状況（新卒）

○新卒者の合格率は概ね75%以上の学校が多く直近3年は合格率が75%以上の学校が最も多い。

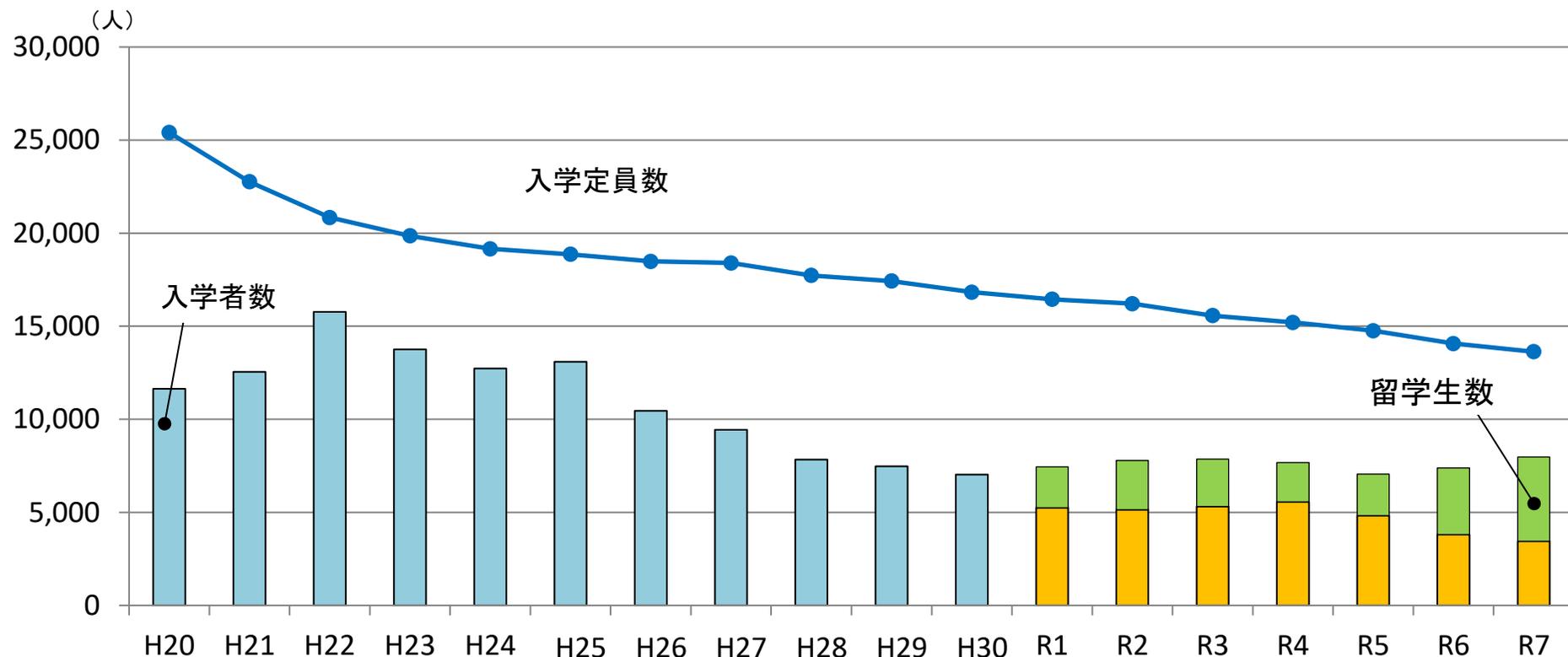


令和2年度から令和6年度における介護福祉士国家試験の留学生の合格状況（既卒）

○既卒者はどの年度の国家試験においても合格率が0%以上25%未満の学校が最も多い。



介護福祉士養成施設の定員充足状況の推移



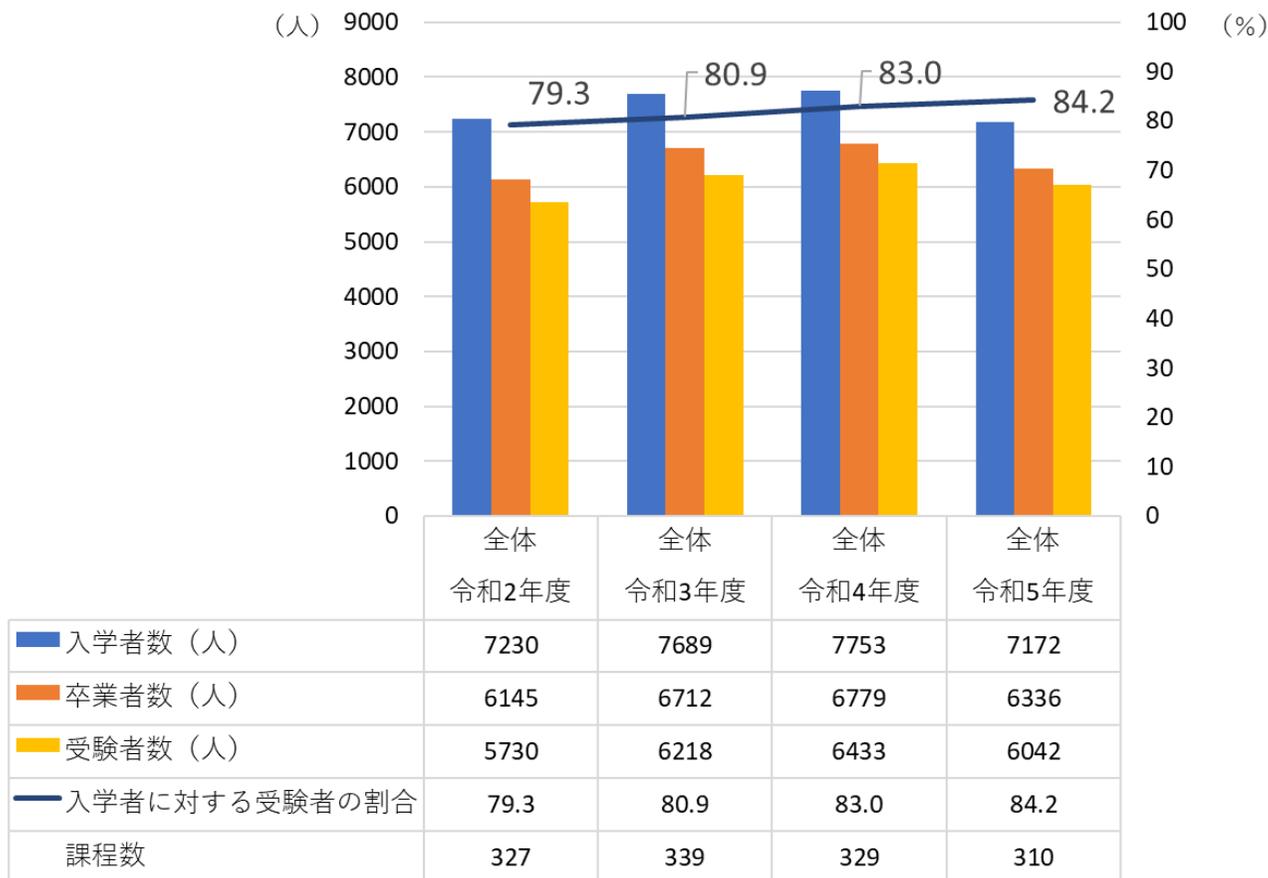
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
養成施設数	434	422	396	383	377	378	378	379	380	382	374	373	373	361	356	345	330	325
定員【人】	25,407	22,761	20,842	19,858	19,157	18,861	18,485	18,398	17,730	17,425	16,831	16,450	16,210	15,569	15,203	14,758	14,069	13,628
入学者【人】	11,638	12,548	15,771	13,757	12,730	13,090	10,453	9,435	7,835	7,474	7,028	7,442	7,781	7,862	7,679	7,053	7,386	7,970
入学者のうち留学生【人】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,202	2,636	2,542	2,117	2,230	3,589	4,532
定員充足率【%】	45.8	55.1	75.7	69.3	66.5	69.4	56.5	51.3	44.2	42.9	41.8	45.2	48.0	50.4	50.5	47.8	52.5	58.5
留学生の割合【%】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29.6	33.9	32.3	27.6	31.6	48.6	56.9

(各年4月1日現在) ※外国人留学生についてはR1年より集計開始

入学者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合

- 養成施設全体の入学者数、卒業者数、介護福祉士国家試験の受験者数の関係を見ると、入学者のうち、卒業時国家試験を受験するのは8割程度となっている。

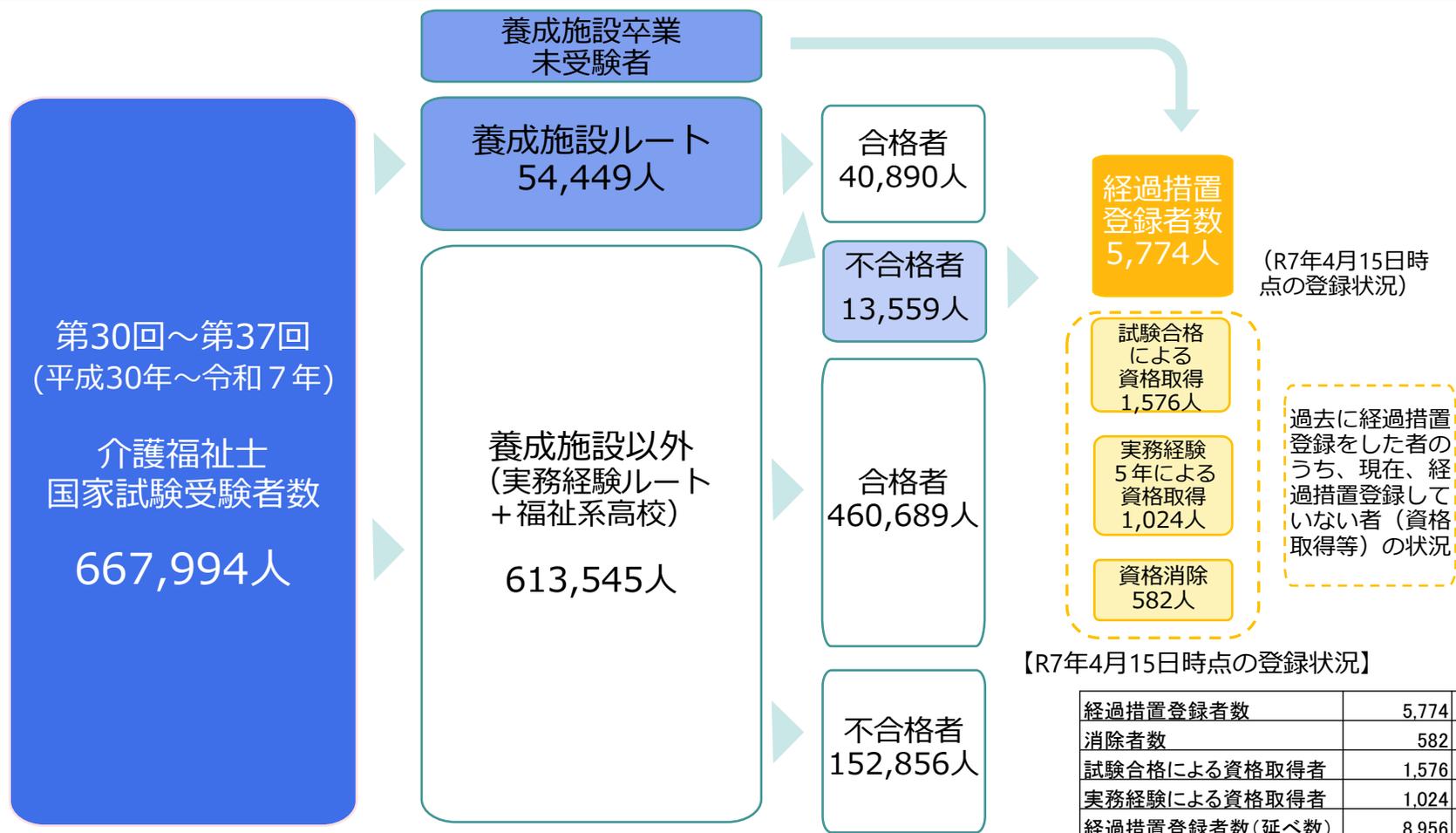
＜入学者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合(全体)＞



(注)入学者が1名以上確認でき、かつ受験者数データに卒業者数と入学者数の紐づけが可能であった課程のみをカウント対象としている。

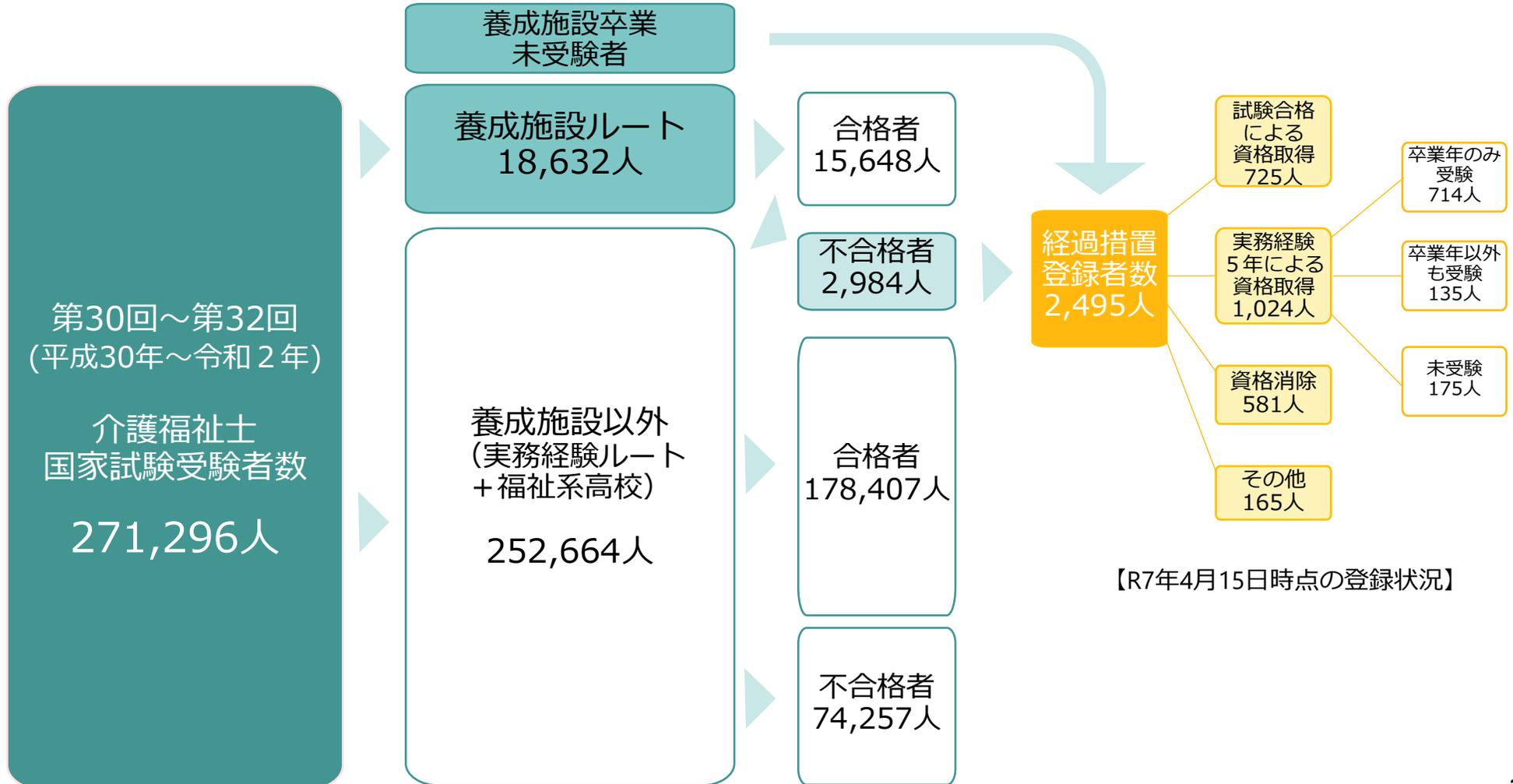
【経過措置施行以降全体】介護福祉士国家資格取得者の資格取得ルート等について

- 介護福祉士国家資格取得者の資格取得ルートを見ると、実務経験ルートと福祉系高校ルート（国家試験を合格して資格取得）が9割程度で、養成施設ルートは1割弱。
- 養成施設ルートで資格取得した者も、国家試験を合格して資格取得した者が8割弱、試験合格ではなく、経過措置に基づき介護福祉士資格を登録した者（※）は2割程度。
- ※ 平成28年の法改正で経過措置（①卒業後5年間：国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。②卒業後6年目以降：卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き資格を取得可能）を導入し、平成29年度に施行したところ。
- 経過措置登録者に関し、登録者の状況等（令和7年4月15日時点）を整理すると以下のとおり。



【卒業から既に5年経過をしている者】介護福祉士国家資格取得者の資格取得ルート等について (H29年9月～R2年3月卒業者)

- 平成28年の法改正で経過措置（①卒業後5年間：国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。②卒業後6年目以降：卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き資格を取得可能）を導入し、平成29年度に施行したところ。
- 国家試験合格ではなく、経過措置に基づき介護福祉士資格を登録した者について、既に①の期間が経過した登録者の状況等（令和7年4月15日時点）を整理すると以下のとおりとなる。



介護福祉士資格の取得を目指す 日本人学生及び留学生に対する支援

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

令和6年度補正予算額 41億円

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

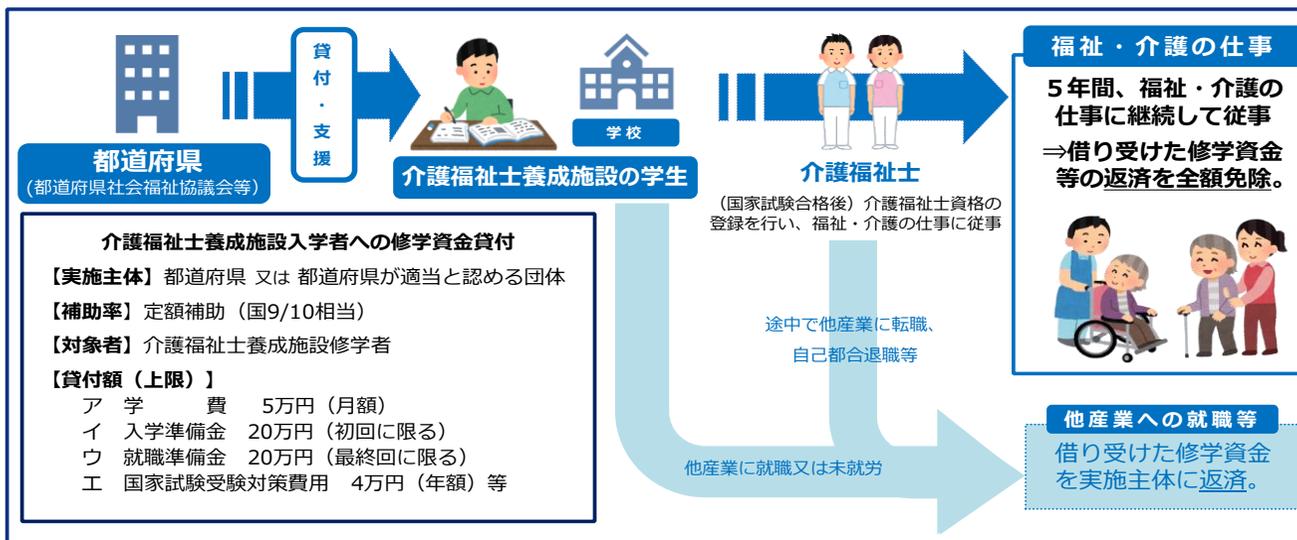
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

介護福祉士修学資金等貸付事業 概要

貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	月5万円以内 (その他、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内などの加算もある)	介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事
実務者研修受講資金 (平成24年度創設)	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、2年間介護業務に従事
再就職準備金 (平成28年3月創設)	現在離職している過去介護業務に従事していた者が、介護業務に再就職する際の費用を貸付け	40万円以内 ※令和2年度2次補正により全国一律に40万円に拡充	再就職後、2年間介護業務に従事
障害福祉分野就職支援金貸付事業 (令和3年度創設)	一定の研修を修了した他業種等で働いていた者が障害福祉分野に就労しようとする際の就職支援金を貸付け	20万円以内	就職後、2年間障害福祉分野の業務に従事
社会福祉士修学資金	社会福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	介護福祉士修学資金と同様	社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事
福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 (令和3年度創設)	地域医療介護総合確保基金における福祉系高校修学資金の貸付を受け、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した者に返還金相当額を貸付け	貸付けを受けた福祉系高校修学資と同額	介護福祉士の資格取得後、3年間障害福祉等福祉分野の業務に従事することで全額免除

実施主体

47都道府県の社会福祉協議会(一部、社会福祉事業団)

貸付原資

国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

(最近の補助状況) 令和6年度補正予算:41億円、令和5年度補正予算:52億円、令和4年度補正予算:11.9億円

《参考:新規貸付決定件数(実績)》※ R5年度より当該年度に貸付が行われた実績を記載

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (※)	R6 (※)
介護福祉士修学資金 ()内は外国人留學生の数	2,310 (うち47)	2,472 (うち388)	3,270 (うち1,269)	4,025 (うち1,750)	4,342 (うち1,966)	4,068 (うち1,788)	6,358 (うち2,980)	6,833 (うち4,022)
実務者研修受講資金	4,669	5,660	5,280	5,029	5,470	4,491	4,321	4,280
再就職準備金	606	596	544	1,230	1,058	897	807	680
障害福祉分野就職支援金	—	—	—	—	109	243	245	243
社会福祉士修学資金	342	306	303	366	456	394	526	510

介護福祉士国家試験不合格者への卒業後の資格取得支援の取組

国家試験不合格者等に対する資格取得支援

・既卒者に対する出身校（養成施設）からの支援には、国家試験対策情報の積極的な提供、養成施設で行う国家試験対策講座や模擬試験への受入、受験に関する質問・相談対応等が考えられるが、一部には、各養成施設、あるいは養成施設の教員個人の考えにより支援が行われている例もある。

・例えば、在校生向けの国家試験対策の一部を既卒者も利用できるようにしている養成施設がある。また、不合格となった受験及び合格発表の直後から、就職先訪問、同窓会、国家試験の手続き期間、模擬試験や対策講座の案内等、節目となる場面を捉え、次回の合格に向けたフォローアップを行う養成施設もある。

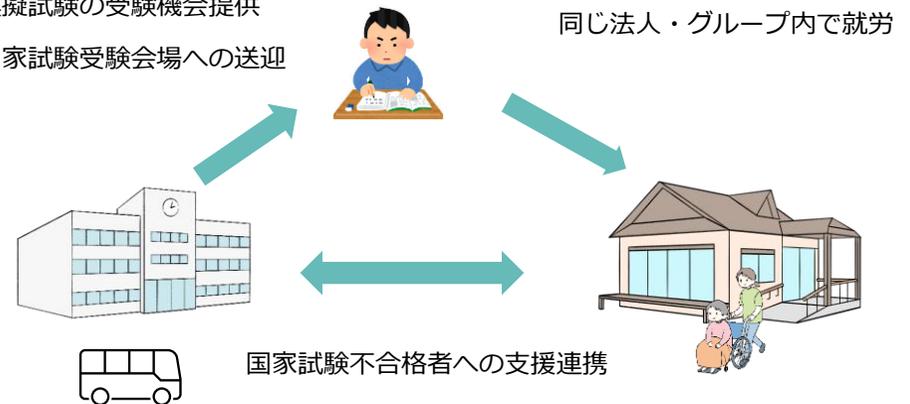
国家試験不合格者への継続的な情報共有や支援 ～いばらき中央福祉専門学校～

本校は、介護福祉士国家試験対策に注力し、毎年高い合格率となっているが、その年によって全員合格が難しい時もあった。学生の人数が多くなるほど、全員のモチベーションを高く保ち続けることが難しくなってくる。

国家試験不合格者は、翌年の合格を目指して働きながら勉強を続けることになるが、本校では同じ法人・グループ内で働く卒業生に対しては、在学時と同様に支援を続けている。

例えば、国家試験の過去問や本校のオリジナル問題から構成され、年11回開催している模擬試験を引き続き受けることができる。また、模擬試験や国家試験受験の申込等の情報共有も、在学時と同様に行っている。国家試験当日も在生と一緒に、スクールバスで会場まで連れて行っている。

- ・模擬試験の受験機会提供
- ・国家試験受験会場への送迎



介護福祉士養成における教育の向上/留学生指導についてのガイドライン

- 令和2年度から令和4年度にかけて介護福祉士養成における教育の向上や留学生指導について調査・分析を行いガイドラインを作成した。
- 留学生への指導を強化する観点から、①留学生指導についてのガイドライン、②留学生指導についての指導のポイント、③留学生のための学習ハンドブックを作成し、介護福祉士養成施設などで活用している。



【ガイドライン作成趣旨】

- 養成施設所属の教員に向け、様々な属性・特徴を持つ留学生に国家試験資格取得のためにどのように対応すべきかの点を示し、日ごろの授業を行ううえで参考にしていただくため作成。

※令和2年度の老人保健健康増進等事業において作成し、令和4年度に改訂版を発出。



【指導のポイント作成趣旨】

- 養成施設の留学生のみならず、国家試験受験対象者であるEPA 介護福祉士候補者も対象とし、指導する際の前提知識や具体的な指導方法など、教員(講師)が外国人介護人材を指導するための具体的な指導の在り方をまとめた。



【学習ハンドブック作成趣旨】

- 留学生が自ら学ぶ姿勢を養い、環境を整える一助となることを目的として作成。
- 多くの留学生が、日ごろの授業での取り組む姿勢や態度が分かり、国家試験に向けた学習方法について参考となる内容をまとめた。

養成施設から特定技能1号への移行

特定分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 - 介護分野の基準について
平成31年3月 法務省・厚生労働省編

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

(2) 「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（1）イ関係）

（技能水準）

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(4) 「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（2）イ関係）

（日本語能力水準）

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養成課程において450時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記（1）又は（2）及び（3）の試験（※）を免除する。

（※）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」及び「介護日本語評価試験」

【確認対象の書類】

<試験合格と同等以上の水準と認められるものの場合>

○ 介護福祉士養成施設修了の場合

・ 介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し

→ **養成施設・養成学校の留学生が国家試験に不合格だった場合、特定技能1号に移行することができる。**

この際、養成課程での学修を評価し、特定技能評価試験は免除される。

※ 現在は、経過措置により、養成施設の留学生が国家試験に不合格だった場合でも、介護福祉士の国家資格を取得できるため、在留資格「介護」での在留が可能となることから、実質的には機能していない。

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和7年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

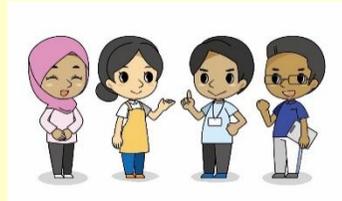
【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

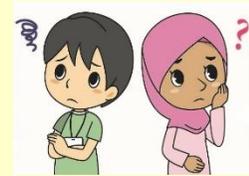
- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



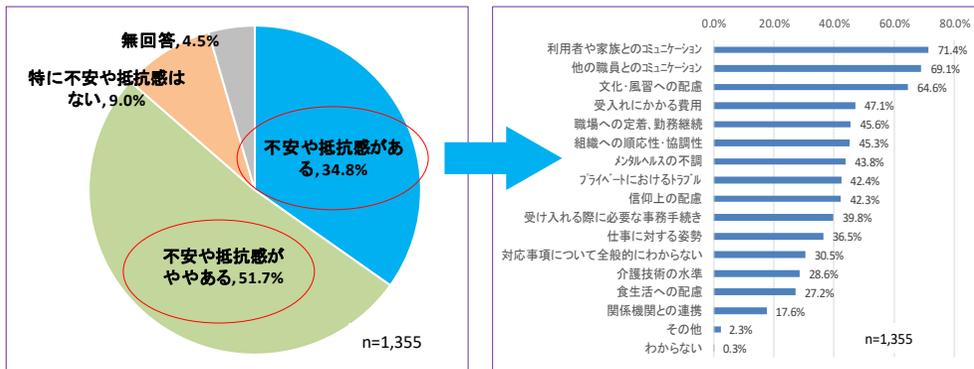
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



介護の日本語学習支援等事業

令和7年度当初予算額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための介護福祉士国家試験 一問一答

*13言語に翻訳済み



外国人のための介護福祉専門用語集

*13言語に翻訳済み



外国人介護人材のための国家資格取得支援講座

1 事業の目的

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材を対象とした国家試験対策に特化した講座（講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等）を開催。
- 特に、
 - ・ 「実務経験ルート」の受験者である技能実習・特定技能等の在留資格の外国人介護人材に対して学習機会を提供し、
 - ・ 外国人介護人材の実態を把握することで、資格取得における課題を整理し、重点を絞った学習教材を用い、講座を開催する。

2 事業の概要

開催場所：全国37都道府県（令和6年度実績）

実施方法：集合（都道府県開催のみ）及びオンライン

開催時期：令和6年9月～12月

対 象：以下をすべて満たす方

- ①令和6年度介護福祉士国家試験受験予定者もしくは受験資格を有する者
- ②日本語能力N3程度の者
- ③全5日間の受講が可能な者

プログラム概要：基礎講義、各種国家試験模試、グループワークも含む計5回開催。
受講者の学習の深化を前提に「基本」、「導入」、「実践」の3段階のプログラム構成

実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士会



公益社団法人 日本介護福祉士会HP
<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

「介護福祉士国家試験パート合格導入に関する検討会」について

趣旨・目的

介護福祉士国家試験については、実務経験3年等を経た実務経験ルートでの受験者が8割以上を占め、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と国家試験受験に向けた学習の両立が課題との声がある。

外国人介護人材についても、在留資格「介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題と考えられる。

複雑化・多様化する介護ニーズへの対応など、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となる中で、介護福祉士を目指す方は非常に重要であることに鑑み、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討する必要がある。

本検討会では、2023（令和5）年度に開催した「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」における検証結果等を踏まえ、介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入について検討した。

開催実績

第1回（令和6年5月17日開催）

第2回（令和6年7月12日開催）

○1部では下記に示す関係団体の意見聴取を行った。

- ・日本介護福祉士養成施設協会
- ・全国福祉高等学校長会
- ・日本介護福祉士会
- ・全国老人施設協議会
- ・全国老人保健施設協会

第3回（令和6年9月11日開催）

検討会構成員

- ◎ 臼井 正樹（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部名誉教授）
- 小山 晶子（医療介護福祉政策研究フォーラムシニアアドバイザー）
（中部学院大学人間福祉学部講師）
- 川井 太加子（桃山学院大学社会学部教授）
- 鈴木 俊文（静岡県立大学短期大学部教授）
- 武田 卓也（大阪人間科学大学人間科学部教授）
- 鶴岡 浩樹（日本社会事業大学専門職大学院教授）

（敬称略、五十音順）

（◎：委員長）

パート合格（合格パートの受験免除）の導入について（イメージ）

基本的な考え方

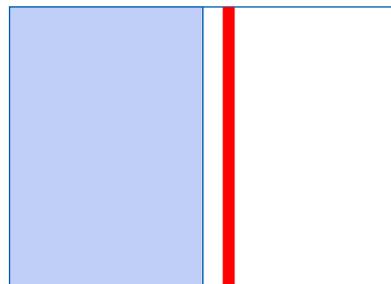
- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格（合格パートの受験免除）を導入する。**（令和7年度(令和8年1月実施予定)の第38回国家試験から導入）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

見直しのイメージ

第37回(令和6年度)まで

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格

0点 合格基準点 100点



不合格

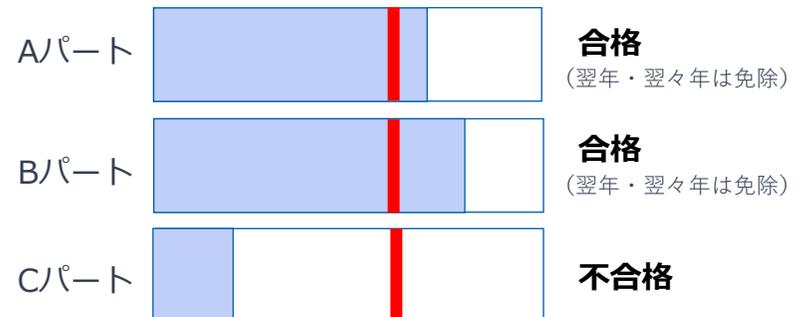
(次年度も全科目
受験が必要)



第38回(令和7年度)から

- ・ 総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除

0点 合格基準点 100点



論点



介護福祉士養成施設卒業者の経過措置に係る論点

現状・課題

- 介護福祉士の資質の担保、向上を図るため、平成19年に介護福祉士養成施設の卒業者に対しても国家試験合格を資格取得要件とする社会福祉士及び介護福祉士法の改正を行った。
- その後、新たな教育内容（喀痰吸引等）の追加や人材確保が困難な状況を踏まえ、施行が2度延期され、平成28年には現在の経過措置を講じた上で、5年間（平成29年度から令和3年度まで）かけて漸進的に導入することとした。
- 令和2年改正では、介護人材の不足が深刻化する中で、外国人留学生が急増したことを受け、介護サービスの提供に支障をきたすことの無いよう、経過措置を5年間（令和8年度まで）延長することとした。
- 法改正に当たっては、改めて附帯決議が付され、養成施設ごとの合格率の公表等、養成実態・実績の調査把握や、日本人学生・留学生への支援の充実について記載された。
- 附帯決議を踏まえ、養成施設ごとの合格率の公表（R2年度～）、返済免除要件付きの学費等の貸付、多言語による学習教材の作成や試験対策講座等の取組を実施している。
- 介護福祉士養成施設卒業者に対する経過措置については、令和8年度卒業者（令和9年3月末卒業）までが対象となっている。

論点

- 経過措置の取り扱いについては、上記のような経過の中で、資質の担保や資格の評価を高める観点から、令和2年改正法による改正後の規定どおり令和8年度卒業者までで終了すべきといった意見や、人材確保の観点から再度の延長が必要といった意見など、様々な意見がある中で、今後の取り扱いについてどのように考えるか。

(参考) これまでいただいたご意見



第1回専門委員会における委員からの主なご意見

< III 中核的な役割を担う中核的介護人材の確保 >

- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけを5年前に検討したときには、特定技能で5年間働けることはそれほど知られていなかった。また、来年から施行される介護福祉士試験のパート合格制度もある。前回からは随分環境整備がなされており、これらをうまく活用して、延長をしないということが考えられないか。専門職の質の担保から理解度を問うた上で資格を付与しているので、一生懸命努力して資格を取得することと残念ながら合格できないことの区別はあってしかるべき。
- 国家試験の一元化によって、介護福祉士を取れば、こういうふうなカッコいい仕事・すごい仕事ができるんだということが親に広がっていくことによって、親が子供に勧めるのではないか。
- 留学生たちが養成校に入って介護福祉士を目指す理由は、100%介護福祉士が取得でき、在留資格を取得できることが保証されていること、奨学金制度があり5年間働けば返済が免除になることである。この環境が整っている状況で、留学生は安心して介護福祉士を目指している。特定技能制度やパート合格は大きな環境の変化であるが、経過措置を廃止した場合の影響は、出口よりも入口にある。多額のお金と時間をかけて、在留資格が取れないかもしれない選択肢を取るよりも、違う在留資格に行く者が生じる、また、特定技能では奨学金の返済義務が生じることになる。在留資格が取れるかどうか分からないとなれば、入学者は恐らく激減し、地域に養成校が1つもないという県が出てくることから、空白地には養成校を卒業した学生たちがいなくなるという未来も考えられる。
- 留学生の募集は地域格差が非常に大きい。少ない地域も留学生募集のために現地に行くなど努力をしているが、マッチング事業の中で留学生を集められる環境をつくっていくにも時間が必要。合格率を上げることも時間がかかる。せっかく整ってきた環境を周知・理解してもらって、入学者を維持していくためには、もう少し時間が必要であり、経過措置をもう一度延期していただきたい。
- 国家試験の一元化については、附帯決議の中で、経過措置の終了に向けてできる限り速やかに検討を行っていくことが書かれている。経過措置はあくまで暫定的なものであって、この間に養成施設の教育の質を上げ、合格率を高めていくことが必要と書かれている。テキストや教育の方法、それに伴う補助金などいろいろ対策が立てられた。合格率が外国人の方々でも100%に近い状況の学校も出ていれば、まだ20%とか30%以下の学校もある。国家試験に合格しなければ介護福祉士になれない福祉系高校の卒業生たちの不公平感も高まっていく。そういうことの議論もしていただきながら、延長をしない流れで考えていけたらと思う。
- 経過措置については、終了して一元化が進むと確信していたが、いろいろ御意見があるようなので、しっかりと委員会の審議の時間が必要。様々な介護福祉士、都道府県介護福祉士会の会長から、これ以上資格の価値を下げないでほしいと伺っている。

第2回・第3回専門委員会における委員・参考人からのヒアリング意見①

< III 中核的な役割を担う中核的介護人材の確保 >

- 介護福祉士の資格取得に対する支援が必要。特に外国人に関しては格別の配慮が必要で、教育の質の向上、外国人の国家試験の合格率を日本人並みに上げる対策を講じることを条件に経過措置の延長が必要ではないか。そうしないと、養成校の廃業に歯止めがかからず、日本人はもとより留学生の減少が見込まれる。人材育成には教育機関と事業所の協力も重要。
- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を目指しつつ、足元の人手不足等を勘案し先送りされてきたが、この間に人手不足が解決したわけではなく、今こそ区切りをつけ、国家資格として信頼される仕組みとすべき。
- 修学資金の支援や現地での介護の魅力発信等により、留学生の獲得に関してはうまくいっているが、介護福祉士国家試験義務づけの経過措置が延長されないと、その数は減少に転じることは明らか。出口としては、パート合格の導入・特定技能1号への移行・国家試験対策の充実とかなり整備されているが、入口について、在留資格「介護」が確実に取得できないとなると、留学生が非常に少なくなる。
- 留学生の減少、学校の閉科・閉校、日本の学生が介護を学ぶ場を失うことを防ぎ、世間にネガティブイメージを植えつけないようにしていくことが必要。養成校を助けるためではなく、介護人材を増やす上で、経過措置の延長が必要ではないか。
- 一元化の完全実施について、人手不足などを理由に15年間先送りされているが、根本的な課題の解決には至っていない。国家試験義務づけの趣旨や、福祉系高校では養成校と同等の1,850時間の履修をこなしている状況等も踏まえ、今後は、介護福祉士として求められる専門性を一層高め、「山を高くする」ためにも一元化を図って制度を正しく運用すべき。制度の信頼性を高めることで、社会的評価や信頼の確立、介護福祉士の職業的意義を見出す若者を育むことができる。
- 有資格者の専門性への社会的信頼・評価が、若者の就労意欲に影響を及ぼしている状況に鑑みれば、介護福祉士国家資格の信頼を高める意味においても、資格取得方法の一元化は予定どおり完全実施すべき。

第2回・第3回専門委員会における委員・参考人からのヒアリング意見②

< III 中核的な役割を担う中核的介護人材の確保 >

- 介護福祉士養成施設の卒業生に適用されている経過措置については、附帯決議の内容、経過措置があくまで暫定的なものであること、養成施設の教育の質を上げ国家試験合格率を高めていく方策を講じてきたこと、前回議論時と比べて、特定技能で5年間働き続けられること、パート合格制度の導入など、働きながら資格取得を目指すための環境整備は随分進められている。介護現場において中核的な役割を担う介護福祉士の専門性、質を担保するためにも、更なる延長はすべきではない。資格の在り方と人材確保の問題を切り離して考えられないか。
- 国家資格は専門職の質の担保を図るものであり、試験に合格し一定の基準に到達した者とそうでない者については区別する必要がある。
- 介護福祉士の価値を毀損することがあってはならないが、介護人材の不足状況・地域福祉の教育基盤の維持・養成施設の厳しい運営状況等を考慮すれば、養成施設への一定の配慮が引き続き必要であり、経過措置のさらなる延長も含めた検討が必要。仮に経過措置が終了する場合には、介護福祉士修学資金等貸付事業について、介護の仕事を指向する人材の育成・確保・定着を支援する観点から、パート合格の仕組みの導入も踏まえた見直しが必要。
- 留学生が養成校の入学者の約半数を占める状況に鑑みると、留学生の合格率の向上、パート合格の仕組みの効果検証をするまでの間、延長することも妥当。
- 資格の価値の維持・向上の観点から、試験合格を資格取得の必須要件とすることは目指すべき方向性であるが、現状の人材不足を解消するために、パート合格や外国人の語学支援などの工夫が必要。一方で、度重なる経過措置の延期は資格制度への信頼を揺るがすことに加え、資格取得を目指す方々の意欲を削ぐことになりかねない。人材の質・量両面での確保の観点から議論すべきであり、経過措置の延期という二者択一の判断に論点を矮小化すべきではない。